

札幌市国民健康保険保健事業プラン 2024（案） に対するご意見と札幌市の考え方

1 ご意見募集の実施概要

(1) 意見募集期間

令和5年（2023年）11月8日（水）から令和5年（2023年）12月7日（木）まで

(2) 意見提出方法

郵送、持参、FAX又は電子メール

(3) 資料の配布・公表場所

- ・札幌市役所本庁舎 2階 市政刊行物コーナー
- ・札幌市役所本庁舎 4階 保健福祉局保険医療部保険企画課（国保健康推進担当課）
- ・各区役所総務企画課広聴係
- ・札幌市公式ホームページ

(4) 配布資料

- ・札幌市国民健康保険保健事業プラン 2024（案）本書版
- ・札幌市国民健康保険保健事業プラン 2024（案）概要版

2 提出者及びご意見の内訳

(1) 提出者数及びご意見の件数

ア 意見者数	2人
イ ご意見の件数	6件

(2) 提出方法

電子メール	2人
-------	----

(3) ご意見の内訳（案の項目に沿って分類）

ア 現状と課題	3件
イ 「保健事業プラン 2024」における保健事業の取組	3件

3 保健事業プラン 2024（案）からの修正点

なし

4 ご意見の概要と市の考え方

パブリックコメントに寄せられたご意見の概要と札幌市の考え方は以下の通りです。
なお、お寄せいただいたご意見は、その趣旨を損なわない程度に取りまとめ、要約して「ご意見の概要」欄に示しておりますことをご了承ください。

(1) 「現状と課題」に関すること

ご意見の概要	札幌市の考え方
<p>医療機関Aで同一月内に同一成分薬を保険適用範囲内の上限数で処方すると国民健康保険団体連合会のレセプト審査にて減点されることがあることから、あえて上限数で処方せずに数を減らした上で、被保険者が他の医療機関Bで本来の不足分を処方してもらえるようAからBへ診療情報提供書にて依頼することがある。</p> <p>この場合、札幌市がその内容を積極的に確認し、適切な理由があることを確認できた場合、その旨を当該医療機関のレセプト症状詳記欄に記載するよう、医療機関を指導することが望ましい。</p>	<p>レセプトについての医療機関への指導につきましては、厚生労働省及び都道府県が行うこととなっており、保険者がご指摘にあるような記載や添付を求めることは認められておりません。</p> <p>医薬品の処方医師が行っており、国保保険者としての札幌市は、この処方を尊重する立場にあります。一方で、重複服薬、多剤服薬、併用禁忌服薬で健康に影響を及ぼすことも考えられるため、これらの服薬をしている方々に対して医療機関や薬局へご相談していただけるようお知らせする取組を行っております。</p>
<p>多剤服薬は必要性があって行われていることもあるので、医療機関に対して、必要な検査結果を定期的にレセプトに添付するよう働きかけることが必要ではないか。</p>	
<p>札幌市が多剤服薬者の多い医療機関に対しては、必要な検査結果を定期的（半年に1回など）にレセプトに添付するよう推進することが望ましい。</p>	

(2) 「『保健事業プラン 2024』における保健事業の取組」に関すること

ご意見の概要	札幌市の考え方
<p>胃がん検診での胃部エックス線検査（問診・バリウム検査）について、バリウム検査で死亡する事例も報告されている。検査は廃止すべき。</p>	<p>胃がん検診については、バリウム検査のほか、内視鏡検査も受けていただける体制を整えております。バリウム検査に不安がある方は、内視鏡検査をお勧めいたします。</p>
<p>肺がん検診については、胸部エックス線検査による放射線被ばくが肺がんを誘発させているので廃止すべき。</p>	<p>肺がん検診（胸部エックス線検査）は撮影時に放射線を受けますが、環境省が作成した放射線による健康影響等に関する統一的な基礎資料によると、比較的短時間で100ミリシーベルト以上の線量を受けると、がんになるリスクが上昇するとされております。一方で、胸部エックス線検査での被ばく線量は、0.06ミリシーベルトであり、日本医師会も人体に影響を及ぼすほどのものではないとの見解を出しております。</p>
<p>乳がん検診のマンモグラフィ検査について、検査を受けたことで乳がんを発生させているとの海外の研究がある。</p>	<p>札幌市としては、マンモグラフィ検査は、様々な研究結果から、他のがん検診と同様にがんを早期に発見して死亡率を減少させることに有用であると認識しております。ご理解いただけますようお願いいたします。</p>